

2020年
4月から

ご存知ですか？

電子申請の義務化！

2020年4月から

特定の法人(※1)は雇用保険の手続き(※2)を電子申請で行うことが義務化されます。

(社会保険労務士及び社会保険労務士法人が特定の法人に代わって手続きを行う場合も含まれます。)

※1 特定の法人とは

- ・事業年度開始時点における資本金、出資金又は銀行等保有株式 取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人
- ・相互会社
- ・投資法人
- ・特定目的会社

※2 対象手続きについて

- ・雇用保険被保険者資格取得届
- ・雇用保険被保険者資格喪失届(離職証明書含む)
- ・雇用保険被保険者転勤届
- ・高年齢者雇用継続基本給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書(雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書含む)
- ・高年齢雇用継続給付支給申請書
- ・育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書(休業開始時賃金証明書含む)
- ・育児休業給付金支給申請書

電子申請は



イーガブで!!

<e-Govについて> e-Gov(イーガブ)とは総務省が運営する行政サービスの総合窓口です。厚生労働省をはじめ、各省庁への申請や届出がオンラインで行えます。

▶ e-Govの操作方法等については、電子政府利用支援センターにお問合せください。

電話番号：050-3786-2225 / F A X : 050-3786-2226

e-Gov お問合せフォーム：<https://www.e-gov.go.jp/contact/form/enquete.html>

<参考マニュアル>

- ・オンライン申請ガイドブック <http://www.e-gov.go.jp/doc/pdf/guidebook.pdf>
- ・雇用保険手続マニュアル <http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>
- ・e-Gov 電子申請講習会資料 <http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/seminar.html>

1 電子申請のメリット



24時間、365日いつでも申請可能！

- 窓口の開設時間にとらわれず、夜間や休日でも、いつでも申請できます。
- 窓口での提出のような待ち時間もありません。
- 職場や遠隔地からでもインターネットを通じて申請できます。



個人情報の持ち運びが不要！

- マイナンバーを記載した申請用紙を持ち運ぶ必要がないため、マイナンバーの運用管理など安全管理措置の負担が軽減されます。
- 個人情報保護の観点からも安全性が高まります。



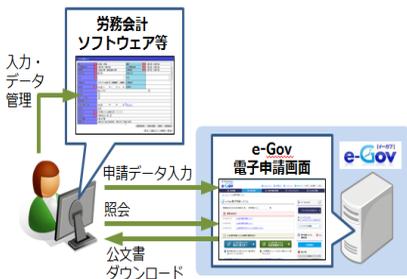
時間とコストをかけずに申請できます！

- 申請内容を機械的にチェックできるため、記入誤りや記入漏れを防止できます。
- ペーパーレス化による管理コスト削減、窓口に出向く時間と費用が削減できます。

2 外部連携APIソフトウェアを使った申請

外部連携API対応のソフトウェアを用いることにより、申請データの作成から、申請、公文書取得までの全ての機能をソフトウェア上から行えるようになります。既存の電子申請では必要であったe-Gov電子申請のWebサイト上からの操作は不要となり、既存の電子申請方法と比較しても操作方法や進捗管理が簡便に行えるようになり、より効率的な申請・届出業務が行えるようになります。

既存の申請イメージ



APIを利用した申請イメージ



- 労務会計ソフトウェア等に入力してあるデータからそのまま電子申請を行うことができる。
 - 審査状況の確認や公文書の取得も労務会計ソフトウェア等の中での操作として行える。
 - 到達番号と従業員データの紐付けが容易になり、進捗管理が行いやすくなっている。
 - 労務会計ソフトウェア等の操作とWebブラウザ上の操作を往復せずに済む。
 - プログラムにて反復動作の組み込みが可能で、大量・反復的な申請を行う場合に大幅な手間の軽減が見込める。
 - 外部のソフトウェア側にて申請画面を独自に作る事ができる為、利便性・操作性の改善が見込める。
- (※ ソフトウェアの仕様により、これらの特徴に合致しないこともあります。)

※外部連携APIを利用してオンライン申請を行うには、外部連携APIに対応した市販のソフトウェア等を入手することが必要です。

※企業等において開発・運用する情報システムが、外部連携APIに対応する機能を備えることによっても利用できます。